平成２１年（フ）第２４９号
北海道三笠市有明町８番地11
債務者　福田　奈奈
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２５３号
北海道岩見沢市北５条西12丁目１番21号
ノースハウス102
債務者　河端　明美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７号
北海道夕張郡栗山町桜丘１丁目26番地１
債務者　真浦　正明
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２４号
盛岡市永井17地割19番地イ号
債務者　田畑　　裕
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０号
盛岡市向中野２丁目５番32号
債務者　太田千佳子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３２号
盛岡市山岸６丁目21番25号
債務者　下村　裕美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４号
盛岡市西見前19地割４番地７
債務者　伊藤恵理子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７号
盛岡市厨川２丁目28番４―102号
債務者　髙田　利恵
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４３号
新潟県上越市春日山町２丁目11番11号
債務者　山﨑　暁美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１５０号
新潟県妙高市関川町１丁目４番15―205号
アーバンビレッジ
債務者　佐藤　政彦
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１号
京都府舞鶴市字浜1154番地―102号
債務者　北本　葉月（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４号
京都府舞鶴市字引土1270番地13
債務者　古家美智子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１１９６号
北九州市小倉北区清水３丁目13番39―1008号
債務者　矢野　正行
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２０４号
北九州市八幡西区河桃町７番６号
債務者　嶋田　裕之
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1689番地、住民票上の住所熊本県合志市須屋1474番地４
債務者　遠山　　嗣
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第８２５号
鹿児島県鹿児島市本名町1027番地
債務者　石下谷勝治
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９０号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番22―42号
債務者　上園　　拓
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９１号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番15―111号
債務者　原ノ園哲平
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係